

運ばれた人生で 72 年

会員・弁護士・元知的財産高等裁判所長 清水 節



要 約

自叙伝の執筆の機会を与えて頂き、72年の人生を振り返ってみた。二十歳過ぎまで、自分が全国を移動して回る裁判官になるとは些かも考えていなかった。また、裁判官になった頃は、将来、知的財産権を専門に扱う立場になろうとは、全く予想できなかった。それが今では、この二つの運ばれた出来事が自分の天性であったかのように感じられるから不思議である。そして、半世紀近く周りの人に支えられながら楽しく元気に仕事のできたことを、心から感謝している。

目次

第1章 知財事件と出会うまで

- 1 生い立ち
- 2 中学・高校生活
- 3 大学生活と司法試験
- 4 司法研修所
- 5 横浜地方裁判所に入って
- 6 その後の裁判所勤務

第2章 知財事件を始めて

- 1 東京高裁 13 民事部
- 2 那覇地裁とその後の東京高裁
- 3 東京地裁民事 29 部とその後の知財高裁
- 4 徳島地家裁
- 5 知財高裁
- 6 弁護士・弁理士となって

第3章 最後に

第1章 知財事件と出会うまで

1 生い立ち

私は、1953年5月5日に東京の千代田区神田錦町で生まれた。名前の「節」は、出生日の端午の節句に由来すると聞かされている。当時の神田錦町は、下町の町家と建ち始めたオフィスビルとが混在する地域であった。実家は特定郵便局であり、祖母が局長、母が局員を務め（後に局長になる。）、総勢10名程度の規模であった。父は、郵便局が性に合わないのか会社員となり、あまり家に帰らなかった。さらに、明治9年生まれのお祖母もおり、私の大学入学後98歳まで存命したが、明治時代をリアルに生き抜いた女性であり、来客が「戦争に行ってきた」と述べたのに対し、「日清ですか日露ですか」と本気で尋ねたことを、子供心にも驚いた記憶がある⁽¹⁾。

小学校は、九段の靖国神社の近くにある私立暁星学園である。小学校から高校までカソリックの男子一貫校であり、歌舞伎役者や芸能人の関係者が多く、その後、プロのギタリストやシンガーソングライターになった者が同学年にいた。私もピアノを習ったりしたが、全く音楽の才能はなかった。同学園での生活は楽しく、毎日都電15番で通学したのが懐かしい思い出である。小学校5年の1964年には、郵便局の職員の人に富士登山に連れて行ってもらったし、東京オリンピックの開幕日に自宅から見える青空に自衛隊のブルーインパルスが五輪の色鮮やかな

マークを描いたのを覚えている。

ただ、暁星小では6年間全くクラス替えがなく友人も一緒のため、6年生になる頃にはいささか飽きてきた。中学進学後は3段階の能力別の編成になることが予定されていたが、おそらく上位のクラスにずっと居続けてあまり変化しないであろうと考え、外部の中学に進学したいという思いが高まっていった。父も叔父も同学園の卒業生であり、家ではそのまま進学すると皆が思っていたが、わがままを聞いてもらい、歩いて通える千代田区立一橋中学に進学した。

2 中学・高校生活

中学での生活は、期待した以上に刺激的で楽しかった。当時、同級生の3分の2は学区域外の越境入学者であり、勉強熱心な家庭の生徒も多かった。ただ、私も含めて残りは区域内の出身で、クラスの中には家庭の事情で卒業後就職する者や度々校外で補導されている者もいてにぎやかだったが、それなりの一体感があったと思う。

入学した当初は名門であった都立日比谷高校を目指していたが、2年生の時から学校群制度が始まり、合格しても抽選で高校が割り当てられ成績だけでは希望の進学ができないことがはっきりしたので、国立の東京教育大学附属高校（現在の筑波大学附属高校）に目標を切り替え、幸い合格することができた。同じ国立ではより難関の東京教育大学附属駒場高校も受験できたが、再び男子ばかりの生活に戻る気にならず全く検討しなかった。

附属高校での出だしは順調とは言えなかった。授業内容が教科書をほとんど使用せず教師が作成したプリントを使用するのについていけなかったし、クラスの半分以上が併設の附属中学からの内部進学生で親しげにしているのに対し、私を含めた入試を経た外部生はバラバラだったからである。ただ、GWを過ぎるころから徐々に打ち解けていき、夏の長野県蓼科でのクラスごとの学寮生活を経て、友人も増えて楽しくなってきた。その後は、軟式庭球のクラブに入り、生徒からの問題提起を重視してレポート作成を中心とする授業にも慣れて、高校生活を謳歌していたと思う。

しかし、受験勉強らしきことはほとんどせず高校3年生を迎え、外部模試を受けた結果、到底希望する難関大学に入学できるレベルにないことを自覚した。そこから何とか1年間頑張っ、東大を受験できる段階に至った。ただ、受験直前の1972年の2月前半には笠谷選手たちがスキージャンプで金メダルを獲得した冬季オリンピック札幌大会があり、同月後半には連合赤軍あさま山荘事件が発生したので、昼間からかなりの時間テレビを見て過ごしてしまい、他の受験生たちもきっと同じように見ているだろうと祈ることにした。

その祈りが通じたのか幸い東大に合格し、初めて学問としての法律に触れることになった。

3 大学生活と司法試験

東大の駒場キャンパスでは、1968～69年当時の学園闘争の雰囲気が残っており、入学当初から学費値上げ反対ストライキが行われていた。何回か学費値上げやベトナム反戦デモには参加したが過激な学生運動には加わず、再開された授業では、語学以外に歴史、教育、経済などのゼミを受講するとともに、「裁判問題研究会」（裁問研）というサークルに参加した。裁問研は、裁判を学問的に研究するのではなく、頸肩腕症候群などの職業病を罹患した患者さんの職場に対する訴訟などを支援する活動を行っていた。

法律の分野では、刑事法の第一人者であった団藤重光教授の刑法総論が最も印象的な授業であり、民法の四宮和夫教授、星野英一教授の授業なども難解ではあるが面白かった⁽²⁾。ただ、現在まで交流が続く数多くの友人ができ、一緒に渋谷の喫茶店などで楽しく過ごすことが多く、特に中学時代に覚えた麻雀にはかなり入れ込み、授業より雀荘に行く時間が増えていった。

本郷のキャンパスに移ってからは、大教室での多人数の授業にはあまり出席せず刑事法の藤木英雄教授のゼミに参加したほかは独学で基本書を読み、裁問研の活動などを続けていた。ただ、周りが就職活動や各種試験の準備に取りかかる中で、司法試験を受験することを意識するようになった。身内に実務法律家はいなかったが、大叔父が司法試験委員も務めていた憲法学者清宮四郎であり、試験の採点の裏話などを聞いていたことから元々興味があり、一生の仕事と考えて大学3年夏になって受験を決意した。

しかし、3年生の9月から受験勉強を始めて翌年5月からの試験に合格するというあまりに無謀な計画であり、当然のように短答式試験の段階で不合格であった。改めて翌年の受験を決める段階で、合格した裁問研の先輩から判例学説を網羅した受験ノートを借り受けることができ、これを利用して友人5~6名と自主的な勉強会を始めた。この勉強会は、週に2~3回経済学部空いている部屋を利用して行い、勉強にも役立ったが友人達と過ごすのがとても楽しく、現在も弁護士として活躍する者も含めて卒業後も交流が続いている。

この勉強会とノートのおかげで、翌年の司法試験には無事合格することができた。また、合格後参加した刑事訴訟法の松尾浩也教授のゼミでは、刑事訴訟法の制定過程を研究する内容であったにもかかわらず、後に東京地裁、大阪地裁知財部の裁判長となる三村量一氏や山田知司氏と知り合った。

4 司法研修所

1977年当時の司法研修所は文京区湯島にあり、2年間の修習であった。全く目新しい民事裁判の要件事実の学習が大変であったが、直ぐに親しい友人ができ楽しく過ごすことができた。秋からの実務修習では東京地方裁判所の配属になり、第1クールの第二東京弁護士会での4か月の弁護修習では、村下武司弁護士の指導を受けることになった。同弁護士は東映動画（現：東映アニメーション）の顧問であり、「狼少年ケン」や「魔法使いサリー」のキャラクターを勝手に使用した衣料品業者などに対して送付する警告文案を起案したりしたが、これが初めての知財案件との出会いであった。また、二弁修習では、松尾浩也教授の奥様の松尾和子弁護士から商標法の講義を、熊倉禎男弁護士から特許法の講義を受けることができ、後期の民事弁護教官は、著名な知財弁護士の松本重敏氏であった。当時、知財事件のことは全く頭になかったが、今思うと不思議な縁に感じられる。

この弁護修習中に誘われたこともあって渉外事務所で弁護士になることを決めていたが、最後の第4クールで後に最高裁長官になれる大谷直人裁判官が左陪席を務める合議体で刑事裁判修習を受け、判決起案が大面白くその社会的な役割の重要性にも感銘を受けたことから、急遽、裁判官に志望を変更した。

また、学生時代から付き合っていた妻稔子と1977年に結婚⁽³⁾、1979年には長女が誕生して、新しい家族生活がスタートした。

5 横浜地方裁判所に入って

1979年4月、25歳で裁判官に任官し、横浜地裁で勤務することになった。馴染みの東京地裁に配属されなかったことは少し残念であったが、横浜地裁に着任してみると、港が近く緑の多い通りに面して趣のある建物があり直ぐに好きになった。

同地裁では、着任翌日から経験のない保全処分事件を一人で任されることになり、大変慌てたが、先輩裁判官の指導のおかげでその後も何とか乗り切ることができた。翌年からは行政事件集中部（第1民事部）に配属になり、横浜市だけでなく神奈川県下の様々な行政事件を担当したが、3年目には係属していた「厚木基地騒音訴訟」を主任として担当することになった。

同訴訟は、1976年9月、米軍機と自衛隊機が併存利用する厚木基地における航空機の利用に関して、国に対し、飛行差止めと損害賠償とを請求して提訴されたものであり、引き継いだ時点で既に3年半が経過して結審が近づいていた。小川正澄裁判長からはこの事件に専念して起案することが認められ、その責任の重さを痛感した。また、騒音被害の実態を知るために、基地の近くに合議体で泊まり込んで1昼夜の検証なども行った。この訴訟の背景には、大阪空港（現：伊丹空港）の付近住民が飛行機の騒音被害を理由に空港の夜間利用差止め等を求めた訴訟で1975年11月に大阪高裁が請求を全面的に認容した判決⁽⁴⁾があり、原告ら住民は同様の判決を期待したのである。しかし、同判決は、長期間の審理の末1981年12月の最高裁大法廷判決⁽⁵⁾により取り消され、差止請求は「航空行政権」を理由に民事訴訟による救済が不適当として却下され、将来の損害賠償請求も却下されたが、過去の損害賠償のみ認容（原判決維持）された。この最高裁判決を踏まえて合議を繰り返し、結果的には最高裁判決とほぼ同様の判決言渡しを1982年10月に行った⁽⁶⁾。私自身は、約1年間起案に専念した後、同年7月に徳島地方家庭裁判所に転任になっていたが、裁判官生活の中で最も精力を注いだ判決であり、思い出が深い⁽⁷⁾。

6 その後の裁判所勤務

1982年7月からの徳島地家裁での勤務は、初めての地方生活であった。民事合議事件の左陪席として幅広く民事事件を担当し、3年目からは特例判事補として、本庁で一人で裁判を行う民事単独体の裁判長や阿南支部で支部長代理を務めるとともに、少年事件や簡裁勤務も経験した。また、1981年に東京で誕生した次女も含めて、4人家族で徳島や四国各地の自然にふれ合うことが多く、毎年夏、裁判所の「みくら連」(グループ)で阿波踊りを踊ったことも強く印象に残っている。1985年4月徳島から東京に転勤する直前に三女が誕生した

戻った東京では、東京家庭裁判所の勤務になり、夫婦関係調整事件と遺産分割事件を中心に、4年3か月にわたり氏の変更や戸籍の訂正、後見事務などほぼ全ての家事事件を担当することができ、現在の仕事にも役立っている⁽⁸⁾。住まいは横浜市金沢区金沢文庫の裁判官官舎であり、同期や期が近い裁判官と一緒に生活し、テニス旅行などもしていた。当時裁判官であった高林龍氏⁽⁹⁾とも、この官舎生活で知り合った。ただ、東京への通勤は1時間半以上かかり疲れることも多かったので、再びの地方勤務を希望していたが、1989年7月から東京国税不服審判所に勤務することになった。

同審判所は、課税処分不服を抱く納税者がその取消しの裁決を求める機関であり、総員80名程度の殆どが税務署職員であるが、私は唯一の元裁判官として検察官に転官の上、国税庁に転出した(他に書記官が2名)。ここで3年間税務事件を専門的に担当できたのは貴重な経験であったが、独立性の高い裁判所とは異なる行政庁の組織一体となった文化を知ることができたのも得難い体験であった。

その後裁判所に戻り、1992年7月から津地方家庭裁判所四日市支部に転勤した。官舎は三重県でなく名古屋市東区白壁であり、近鉄特急で通勤していた。ここでも民事合議事件の右陪席と単独事件を主として担当したが、再び裁判官として審理判断を行うことが日々楽しかった。また、マンホール蓋に係る意匠権と貝の大きさの選別機に関する実用新案権に係る侵害事件を担当し、初めて知財事件と本格的に触れ合った。ただ、当該権利の無効を被告が主張し、それを取り上げるべきか否か迷いながら検討しているうちに和解の話に進んで転勤時期を迎え、消化不良の思いであった。

1996年4月から東京高裁第13民事部に転勤の内示を受け、初めての高裁勤務で期待と不安を抱えていたが、友人から同部は知財部で特許庁の審決を扱ったりするはずだが理系の知識経験があるのかと尋ねられて、驚いた。さすがに審決取消訴訟があることは知っていたが、まさか自分がそのような事件を取り扱うことになるとは全く予想していなかったからである。結局、そのような仕事が上手くできるか自信のないまま東京に戻った。

第2章 知財事件を始めて

1 東京高裁13民事部

同部で審決取消訴訟を中心に知財事件を始めたが、とにかく難解であり、それまでの17年間の裁判官経験がほとんど役に立たなかった。明細書は何が書いてあるのか分からないことが多く、準備書面も主張を理解することが難しいから、何度も読み直してみるのだが、頭の限界を超えるのかそのうちにうとうとしてしまう。裁判所調査官の説明と報告書を頼りにどうにか事件処理を行うのだが、時間がかかり、初めての判決起案が完成したのは5月の後半であった。官舎は大田区上池台にあったが、近所の銭湯に行き熱い湯に入っている時には事件処理を忘れることができ、最もリラックスできる瞬間であった。ただ、牧野利秋裁判長はそんな状態の私をせかすこともなく指導され、ともかく事件に慣れてほしいという方針であったから、大変有り難く、それに応えたいという責任感を強く感じた。

そして、少し事件に慣れてきた2年目の夏、最高裁H12・4・11「キルビー事件」判決⁽¹⁰⁾の原審である東京高裁H9・9・10「キルビー事件」判決⁽¹¹⁾を行った。同事件の東京地裁第1審判決は、原告製品が特許発明の技術的範囲に属さないとして、原告から特許権者である被告に対する損害賠償債務不存在確認請求を認容したが、東京高裁判決は、本件特許出願と原出願は実質的に同じ発明なので分割出願の要件を満たさず、出願日の遡及効を得られないとし、また、原出願の進歩性欠如による拒絶査定が確定していたので無効理由が内在するとし、そのような特許に権利行使を認めることは権利濫用であるとした(なお、技術的範囲に属しないことも判示した。)。侵害訴訟におい

て特許権の行使を権利濫用として明示的に認めない判決は東京高裁として初めてであり、このような画期的な判断は、牧野裁判長が主導的に議論されて誕生したものといえる。

このような権利濫用の考え方を「キルビー事件」最高裁判決は更に一般論として発展させ、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り権利の濫用に当たり許されないと判示し、この趣旨が平成 16 年の特許法改正により成文化されて現在の特許法 104 条の 3 に至るのは周知のことであろう。

牧野裁判長は 1998 年 1 月に定年退官され、新たな田中康久裁判長の下で判決を行ったが、同裁判長には何とか自分の言葉で各事件の説明をし、ようやく人並みの仕事ができるような気分がした。また、同年 6 月に米国シアトル市のワシントン州立ワシントン大学竹中俊子教授が主宰する知財セミナー⁽¹²⁾に裁判官として初めて参加し、その後、ワシントン D.C. の全米の特許権等の控訴審や審決取消訴訟を専門的に扱う連邦巡回控訴裁判所 (CAFC⁽¹³⁾) の著名なレーダー判事の下で約 2 か月研鑽することができた。

そして、2000 年 4 月、沖縄の那覇地方裁判所に民事部の部長として赴任した。

2 那覇地裁とその後の東京高裁

那覇地裁では初めての裁判長であり、社会的な耳目を集める大型事件も主導的に検討判断することができ、やりがいを感じていた。特に沖縄に負担が集中する米軍基地をめぐる様々な紛争や「やんばる」と呼ばれる北部の自然豊かな地域の開発に関する住民訴訟⁽¹⁴⁾などでは、マスコミに取り上げられることもあった。また、東京の大学に入学した長女、次女を残し、妻と高校生になった三女と転勤したので、一緒に沖縄本島だけでなく、石垣島、宮古島、西表島などの多くの離島を訪れ、自然を堪能することもできた。沖縄は、私たちにとって言葉の通じる異文化の側面があり、驚かされることも多かった。例えば、鉄道のない沖縄で重要な交通手段はバスであるが、停留所の時刻表に 10 時と時間が記載されていても 10 時前にバスが通り過ぎてしまい待っていないことも決してまれではない。これは 10 時頃にバスが来ると考えれば当然のことであり、後に世界の中ではそんな運用が一般的な国も少なくないことを知った。

赴任時からの約束であった 3 年間があつという間に過ぎて、2003 年 4 月後ろ髪を引かれる思いで東京高裁の知財部に戻った。そして、名称が変わった知財 1 部の北山元章裁判長の下で再び知財事件を担当したが、2004 年末に東京地裁民事 29 部に裁判長として異動した⁽¹⁵⁾。

3 東京地裁民事 29 部とその後の知財高裁

同部では画期的な判決を次々に行っていた飯村敏明部長の後任であり、同僚の知財部部長に市川正巳氏、三村量一氏、高部眞規子氏がいた。2005 年 4 月には、知財戦略本部で議論されていた知的財産高等裁判所が東京高裁の特別な支部として設立され、知財訴訟が社会の注目を集めて大きく変わろうとしていた時期であった。また、千代田区一番町の官舎に入り、20 数年ぶりに生まれ故郷の近くに戻ったが、その景観は大きく異なっていた。

同部には 5 年 3 か月在籍したが、毎年 100 件程度の知財事件を処理していた。当初の 1 年を終わって判決をした事件に関して統計をとると、権利者である原告の勝訴率が 2 割程度であることが分かり、それほどアンチパテントな処理をしていたのかと驚いた。しかし、知財訴訟、とりわけ特許権侵害訴訟では原告勝訴と思われるかなりの事件で判決を行う以前に和解が成立しており⁽¹⁶⁾、このことを考慮して和解成立時の合議体の心証も含めて統計を取るべきであろうと考えるに至った。その統計の結果、その後の 4 年間では毎年 46~60% の割合で和解が成立しており、その 3 分の 2 程度が原告勝訴と考えられる事件であることが判明し、総合すると実質的に 5 割以上の事件が原告有利な（経済的に原告の請求が一部認容された）内容であった⁽¹⁷⁾。

同部では、裁判長として全事件に関与し、合計 13 名の陪席裁判官とともに数多くの印象に残る事件を処理することができ、紙幅の関係で個別に紹介することはできないが大変充実した期間であった。個人的には、事件数の少ない著作権事件や印象に左右されやすい意匠権や商標権に関わる訴訟は判断を慎重に行い、高裁での審決取消訴訟の経験を活かせる特許権侵害訴訟では裁判所調査官の協力を得て積極的に技術の理解に取り組んだ。

技術の素人であり当業者でもない裁判官が、どのように複雑な専門技術や先端的な知見を理解するかは、世界各国の知財裁判における重要な課題である。例えば、米国では、当事者が自ら用意した「専門家証人」により法廷で陪審員や裁判官に技術説明が行われ、反対当事者の反対尋問にもさらされることが多い。欧州では、証人による説明だけでなく中立的な専門家に裁判所が依頼する「鑑定」も行われる。これに対し我が国では、裁判所調査官の制度（民訴法92条の8及び9）と専門委員の制度（民訴法92条の2～7）が活用され、証人や鑑定により技術の理解・判断が行われることは極めて少ない。裁判所調査官は、原則として3年間特許庁の審判官・審査官や弁理士から転換する常勤の裁判所職員であり、常日頃から裁判官の技術理解の支えとなってくれる、いわば住み込みの家庭教師のような存在であり、当時は東京地裁に7名、知財高裁に11名配置されていた。高裁地裁の勤務を通じて個人的にも大変親しくなり、現在も交流が続いている方が多い。なお、外国の方を含めて裁判所外の識者から、特許庁長官が当事者である審決取消訴訟などでは特許庁出身の調査官が特許庁寄りの意見を述べることはないのかと質問を受けることがあるが、私自身はそのように感じたことはなく、かつての同僚にむしろ厳しい見解で接しているように思えた。専門委員は、2004年に創設された比較的新しい制度であり、常勤の職員ではなく、大学や企業の研究者、弁理士などから任命されプールされた約200名の人員から、事件ごとに適任者が選任され、技術説明の場などで意見を述べるのが一般的である。

また、2006年にギリシャでの欧州特許裁判官会議に参加する機会を得たが、均等論適用事例などの個別案件とともに欧州全体の統一的な特許裁判所の設立が大きなテーマとなっており、当時、私は実現困難な課題と受け止めていたが、長年にわたる関係者の努力の結果、2023年に欧州で統一特許裁判所⁽¹⁸⁾が誕生したことには感服している。

その後、2010年4月に三度目の（知財）高裁第2部勤務となり、中野哲弘裁判長の下で右陪席を務めた。翌年の3月には裁判所17階の執務室で東日本大震災の激しい揺れを経験し、2011年9月に徳島地方家庭裁判所に所長として赴任した。

4 徳島地家裁

初めての裁判所長としての異動であり緊張もしたが、30年近く前徳島に勤務していた当時の職員もおり、懐かしさの方が大きかった。仕事は、所長としての司法行政が大半であり。現場の裁判官や一般職員が働きやすいような環境を作る役割は重要と考え、自分なりに頑張ったつもりであるが、やはり現場の裁判に心があり、少しだけ担当した家事事件の処理が楽しかった。また、新しく広々とした戸建て所長官舎に入居し、快適な生活を過ごしていた。朝夕の車の送迎を受けており、午後5時ごろには帰宅することが多いため、近くのホームセンターから草花を購入して植える趣味に目覚め、現在もなお、ささやかなガーデニングを続けている。

2013年9月、2年間の徳島地家裁勤務を終え、異動前と同じ知財高裁第2部に裁判長として復帰した。

5 知財高裁

4度目の高裁勤務であり、ここで裁判官生活を終えることになるので改めて気を引き締めて知財事件に取り組んだ。立場は左陪席、右陪席、裁判長と変わり、名称も東京高裁第13民事部、東京高裁知的財産第1部、知財高裁第2部と変わったが、執務室はいつも17階の西側、南から2番目の部屋であり、定位置のように感じていた⁽¹⁹⁾。また、地裁の裁判長の時は自ら中心となって事件処理を行うことを心掛けたが、裁判官としての経験が豊富な高裁の陪席には一定程度事件を任せることが重要と考えていた。これも初めての高裁勤務時の牧野裁判長の姿勢を真似たのかもしれない。

そのような中で、主導的に判決したのが、知財高裁2015年4月14日「トリップトラップ事件」⁽²⁰⁾であった。同事件は、原告らが制作販売してきた著名な幼児用の椅子「TRIPP TRAPP」を被告の椅子が模倣しているとして、著作権法、不競法違反等を理由に提起された侵害訴訟であり、第1審は請求を棄却した。私たちの控訴審判決は、応用美術として著作物性を認める上で、従来の裁判例の多くが求めていた高度の芸術性の要件を否定し、実用品である椅子について著作物性を認めた（ただし、類似性は否定して控訴棄却した。）。その後、同事件の内容と応用美術に関しては論じる機会も多かった⁽²¹⁾のでここで再論しないが、当時は、裁判所として著作物性の有無を検討す

る際に芸術性の有無のみならずその高低まで判断するのは適当ではないのではないか、実用性の高い美的表現物にも著作権を認める余地があるのでないか、という 2 点が重要と感じていた。その後の裁判例の展開を見ると、前者の見解は理解されていると思われるが、後者の見解は支持を得られていないと考えている。

そして、2017 年 1 月設楽隆一裁判官の後任として 6 代目の知財高裁所長に就任した。それまでも、本来の裁判の仕事以外に、論文執筆や対外的な講演は多くこなしていたと思うが、所長になってからは裁判所の知財訴訟について更に世の中に PR するべく広報的な活動にも力を入れた。また、海外への出張が認められ、ニューヨークのフォーダム大学や韓国の特許法院での知財シンポジウムへの参加、ワシントン D.C. の CAFC や米国特許商標庁 (USPTO) への表敬訪問などを行った。我が国裁判所の他の分野では、国内・国外の判断機関と競う場面はほとんど想定できないが、同一の権利が複数の国で登録される知財訴訟においては、グローバル企業がどの国の裁判所で権利行使を行うかが重要であり、我が国の裁判所が選択されるとすれば、日本の企業、経済界にとって少なくとも安心感を与えることになろう。このような観点からも、日本の知財訴訟の運用方法や判決の内容、知財高裁の存在などは、海外に積極的に発信していくべき事項と考えていた。

そのため、最高裁、法務省、特許庁、日弁連、弁護士知財ネットの共催により知財高裁が 2017 年 10 月に国際知財司法シンポジウム (JSIP) 第 1 回を開催できたことは、大変うれしかった⁽²²⁾。裁判所のパートでは、中国、韓国、シンガポールの現役の裁判官を招いて 4 か国で各々模擬裁判を実施し、運用方法の相違などについてパネルディスカッションを行ったが、700 名以上の聴衆にはかなり満足して頂けたと思う。この JSIP は、その後も裁判所パートでは同様の模擬裁判形式を中心に欧米各国とアジア各国を隔年で入れ替えて開催されており (昨年は欧州の統一特許裁判所の紹介が中心であった)、我が国の知財訴訟の国際化のために重要な役割を担っているといえよう。

事件面では、それまで陪席裁判官として 4 件の大合議判決に参加していたが⁽²³⁾、裁判長として知財高裁 2018 年 4 月 13 日「ピリミジン誘導体事件」判決⁽²⁴⁾を行った。同事件は、知財高裁大合議判決として、初めて特許発明の進歩性に関する論点を取り上げたものであり (存続期間経過後の特許権に関する無効審決の取消訴訟における「訴えの利益」についても判断した)、発明の容易推考性に関して「①主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆、技術分野の関連性、課題や作用・機能の共通性等を総合的に考慮して、主引用発明に副引用発明を適用して本願発明に至る動機付けがあるかどうかを判断する」として、引用発明の組合せを試みる動機付けが必要であり、その立証責任が特許の無効を主張する者 (又は特許庁長官) にあることを明示した。また、「②適用を阻害する要因の有無、予測できない顕著な効果の有無等を併せ考慮して判断する」として、容易推考性を否定する上記の要因の立証責任が特許権者 (又は特許出願人) にあることも明示した。

さらに、引用発明について、「通常、本願発明と技術分野が関連し、当該技術分野における当業者が検討対象とする範囲内のものから選択される」とした上、刊行物記載発明は、「当業者が、出願時の技術水準に基づいて本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべきものであるから、当該刊行物の記載から抽出し得る具体的な技術的思想でなければならない」と判示した。

上記の判示は決して目新しいものではなく、進歩性の考え方において通説的な見解を示したつもりであるが (もちろん反対説はある)、このような比較的納得を得やすい到達点を確認することが次の進歩性の議論に発展するであろうと期待して判決したものである⁽²⁵⁾。また、この大合議判決は、2018 年 5 月の定年退官の直前に行った私の最後の判決である。

6 弁護士・弁理士となって

退官後 1 月あまり休養して妻と南九州などを旅行してから、現在の法律事務所に知財事件を担当することを前提に入所させて貰い、弁護士、弁理士登録を済ませた。裁判官退官後弁護士になるのは一般的だが、知財事件を扱う以上弁理士の資格も重要と考えており、知財高裁所長経験者として直ちに登録したのは初めてであると思う。また、早稲田大学の専門職大学院で知財訴訟の実務を、慶応義塾大学の法科大学院で民事要件事実を教えたが、70 歳で退いた。同年齢の際には、多くの裁判官、弁護士・弁理士、学者の皆さんにより、古希記念論文集「多様化する知的財産訴訟の未来へ」⁽²⁶⁾を刊行して頂いた。個人的には大変な名誉なことであり、有難く思っているが、この

ように裁判官を含めた実務法律家と学者が一体となって議論を深めていくことができるのが、知財分野における素晴らしい伝統といえるのではなからうか。

国際交流としては、2018年、2019年、スイスジュネーブの世界知的財産機構（WIPO⁽²⁷⁾）の知財裁判官会議⁽²⁸⁾にアドバイザースタッフとして参加したほか、ドイツのミュンヘン工科大学の知財シンポジウムやアラブ首長国連邦のドバイの研修所で知財の講演を行ったりしたが、残念ながらコロナ禍により中断してしまった。

現在の職務は、知財事件に関する意見書等の作成や訴訟代理人の仕事が7～8割、残りが一般民事事件に関するものや、裁判所の民事調停委員、特許庁の審議会委員、弁護士会・弁理士会の各種委員などの公的仕事である。

弁護士の仕事は、ダイナミックな立証活動を行い有利な結果を得ることが最大の魅力だと思う。ただ、私は訴訟代理人として、心証をなかなか明らかにしない裁判官の考えを推測し、できるだけ分かりやすく当事者に伝えることを心がけている。知財訴訟においては特に裁判官は決して神棚にいる存在ではなく、時には悩み迷いながら早く適切な結論を得たいと考えているのが通常だと思う。そこで、できるだけ裁判官も共感できる無理のない合理的な主張立証を簡潔に行えば、有利な結果に至るはずである。しかし、偉そうに一般論を述べても、裁判所の結論を見誤ったことが何回かある。したがって、代理人の立場より、自分の見解に合致する場合だけ引き受け、裁判所の結論に大きな責任を負わない意見書作成の仕事は気が楽である。また、知財調停の調停委員などを務めていると裁判官時代を思い出すことがあり、中立的な立場になじみがあるのであろう。

ところで、勤務先の法律事務所には公正取引委員会の委員を務めた山本和史氏が2年前から在籍しているが、彼は冒頭に書いた暁星小学校1年生から机を並べた同クラスの友である。まさか65年たって再び同じ執務室で仕事をするとは、何とも不思議な縁である。

第3章 最後に

パテント誌編集部の諸兄が執筆の場を与えてくれたおかげで、改めて自己の半生を振り返ることができた。感謝に堪えない。特に第1章に書いたような出来事は、このような機会がなければ他人に披瀝するようなことはあり得なかったであろう。また、同章を書いていて、学生時代や経験の浅い裁判官の頃は、何でも自分で切り開いて実現したと思い込んでいたことを再認識した。年を経るに従って、私が大きな失敗もなく仕事と人生を過ごせたのは、その身勝手な行動を周りの人々や家族が大目に見て時にはサポートしてくれたためだと強く実感している。若いころの思い込みは、甚だしい勘違いである。

特に裁判所で出会って教えられた人々には、先輩、同僚の裁判官や書記官・調査官などの職員だけでなく、事件の当事者も含まれる。家庭裁判所の遺産分割調停の場で、調停委員会の示した調停案の理論的な正当性を力説していた私に、相続人の一人が「裁判官が言うことは正しいかもしれないがそれを人が納得するには時間がかかることも分かってほしい」と言われたことは、今も忘れられない。誤解をおそれずに言えば、当事者によって裁判官が育てられることもあるのである⁽²⁹⁾。

また、ほとんど病気をすることもなく明るく元気に難解な事件と取り組めたのは、妻稔子を含めた家族のおかげであり、感謝したい。

さらに、長々とあまり役に立たない文章を重ねてきたが、最後まで読んでくださった皆さんにもお礼申し上げます。

気力と健康が続く間は、何とか知財事件を中心とする仕事で世の中と関わって、少しでも人の役に立てればと考えている⁽³⁰⁾。

(注)

- (1) 客人はもちろん太平洋戦争（1941年～）を前提にしていたのに、曾祖母は日清戦争（1894年～）か日露戦争（1904年～）かと誤解したのである。
- (2) 当時は、中山信弘氏（現東京大学名誉教授）などによる知的財産権法関係の講座は開設されていなかった。
- (3) 松尾浩也・和子ご夫婦に、結婚式の媒酌人をお願いした。

- (4) 大阪高裁 1975 年 11 月 27 日判決・判時 797 号 36 頁 (1976 年)
- (5) 最高裁大法廷 1981 年 12 月 16 日判決・裁判所 HP
- (6) 横浜地裁 1982 年 10 月 20 日判決・判時 1056 号 26 頁 (1982 年)
- (7) なお、現在も横浜地裁において近隣住民らによる同様の第 5 次訴訟が行われており、2024 年 11 月 20 日に判決がなされた。
- (8) その後、東京家裁等での経験を活かして、1992 年に「判例先例親族法Ⅱ親子」、2000 年に「判例先例親族法Ⅲ親権」を日本加除出版より刊行した。
- (9) 現早稲田大学法学学術院名誉教授
- (10) 最高裁 (三) 小 2000 年 4 月 11 日判決・最高裁 HP
- (11) 東京高裁 1997 年 9 月 10 日判決・最高裁 HP
- (12) CASRIP (Center for Advanced Study and Research on Intellectual Property) の行う夏季特別セミナー。その後、毎年東京高裁、東京地裁の知財部から裁判官 1 名が派遣されていた。
- (13) CAFC (Court of Appeals for the Federal Circuit)。同裁判所は、1982 年、全米の 12 の巡回区において各別に行われていた特許権侵害訴訟控訴審の判断の統一化を図るため設立され、知財高裁のモデルの一つとされる。
- (14) 那覇地裁 2003 年 6 月 6 日判決 (同日付け 2 件)・最高裁 HP
- (15) 2004 年と 2005 年には、工業所有権審議会臨時委員として、弁理士試験の特許法の試験委員を担当した。その際、特許出願から特許査定に至るまでの条文を丁寧に読み込んだ経験は、その後の執務に大変役立った。
- (16) 特許権侵害訴訟における和解の重要性とその手法については、清水節「特許権侵害訴訟における和解について」JCA ジャーナル 67 巻 10 号 (760 号) 33 頁 (2020 年) 参照。
- (17) より具体的な統計数字については、清水節・國分隆文「『東京地方裁判所知的財産専門部と日本弁護士連合会知的財産制度委員会との意見交換会』の協議事項に関連する諸問題について」判タ 1301 号 85 頁 (2009 年)、清水節「統計数字等に基づく東京地裁知財部の実情について」判タ 1324 号 52 頁 (2010 年) 参照。なお、本文中に述べた合議体の心証とは、あくまでも私が審理の途中で個人として考えていたものであり、合議体全員による合議の結果を常に反映したわけではない。
- (18) Unified Patent Court (UPC)
- (19) 知財高裁は、2022 年 10 月、東京地裁知財各部などとともに、千代田区霞が関の 18 階建ての庁舎から目黒区中目黒の 5 階建ての庁舎に移転した。
- (20) 知財高裁 2015 年 4 月 14 日判決・最高裁 HP
- (21) 論文については、「応用美術に対する著作権による保護について—知財高裁平成 27 年 4 月 14 日判決『TRIPP TRAPP 事件』を中心として」コピライト 663 号 16 頁 (2016 年)、「応用美術に関する裁判例について—『TRIPP TRAPP 事件』以降の裁判例を中心として」土肥一史先生古稀記念論文集「知的財産法の本質」605 頁 (2017 年) であり、その他にも何回か講演を行った。
- (22) Judicial Symposium on Intellectual Property。このシンポジウムは 3 日間にわたり開催され、「国際知財司法シンポジウムのお知らせ」判タ 1439 号 5 頁 (2017 年) で事前紹介し、「『国際知財司法シンポジウム 2017』の概要報告」判タ 1444 号 5 頁 (中島基至判事と共著) (2018 年) で事後報告している。
- (23) 知財高裁 2014 年 5 月 16 日「アップルサムソン事件」判決・最高裁 HP、知財高裁 2014 年 5 月 30 日「アンタゴニスト事件」判決・最高裁 HP、知財高裁 2016 年 3 月 25 日「ビタミン D 事件」判決・最高裁 HP、知財高裁 2015 年 1 月 20 日「オキサリプラチナム事件」判決・最高裁 HP の 4 件。
- (24) 知財高裁 2018 年 4 月 13 日「ピリミジン誘導体事件」判決・最高裁 HP
- (25) 上記②の「予測できない顕著な効果」を有することにより、当該発明の容易推考性が否定され進歩性が肯定される場合があることに関しては、最高裁 2019 年 8 月 27 日「局所的眼科用処方物事件」判決・最高裁 HP が同旨の見解を判示している。同判決については、清水節「進歩性における予測できない顕著な効果について—最高裁令和元年 8 月 27 日判決『局所的眼科用処方物事件』を題材として」日本工業所有権法学会年報 44 号 47 頁 (2020 年) 参照。
- (26) 大鷹一郎氏 (当時：知財高裁所長)、田村善之氏 (同：東京大学大学院法学政治学研究科教授) を編集代表として、日本加除出版より 2023 年 10 月に刊行された。その際には、勤務先の法律事務所の協力により、執筆者を中心とする出版記念の会も催すことができた。
- (27) World Intellectual Property Organization
- (28) Intellectual Property Judges Forum
- (29) 法律関係者が事件の当事者から教えられることに関して、最近では山浦善樹弁護士 (元最高裁判事) が色々なエピソードを紹介している (『創立 70 周年記念講演録』関東弁護士会連合会・関弁連 70 年 81 頁 (2025 年))。
- (30) なお、文中にお名前を記載させて頂いた方々には、ご了解を得ていない方もおられます。紙面を借りてお詫び申し上げます。

(原稿受領 2025.4.15)